

令和5年度監査報告書

第1回定期監査

政 策 部

【 市 政 戦 略 室 】

【 情 報 管 理 課 】

【デジタル行政推進室】

【 政 策 経 営 課 】

【公共施設マネジメント課】

【 政 策 法 務 課 】

【 財 政 課 】

令 和 5 年 12月

国分寺市監査委員

令和5年度第1回定期監査報告書

第1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査

第2 監査の対象事務

政策部（市政戦略室、情報管理課、デジタル行政推進室、政策経営課、公共施設マネジメント課、政策法務課、財政課）における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び政策部の事務の執行について

第3 監査の範囲

令和5年度（令和5年4月1日から令和5年8月31日まで）の執行分
現金及び郵券等については、現地調査日までを対象とした。また、令和5年度に実績のない事業等については、令和4年度以前を対象とした。

第4 監査の実施期間

令和5年9月1日から令和5年12月22日まで
現地調査

月 日	監査対象所管
令和5年10月6日	デジタル行政推進室
令和5年10月12日	市政戦略室、政策経営課、公共施設マネジメント課、財政課
令和5年10月13日	情報管理課、政策法務課

第5 監査の着眼点

監査対象所管の事務の執行が、関係法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかを主眼とし、下記項目について検証した。

- 1 収入事務（調定、徴収、現金取扱）は関係法令等に基づき適正に処理されているか。
- 2 支出にかかわる事務は関係法令等に基づき適正に執行されているか。
- 3 契約にかかわる事務は関係法令等に基づき適正に執行されているか。
- 4 事業管理は関係法令等に基づき適正かつ有効に執行されているか。

- 5 文書管理, 個人情報管理は関係法令等に基づき適正に管理されているか。
- 6 公印, 備品, 郵券, 現金の管理は適正になされているか。
- 7 車両の安全運転管理, 施設の安全管理は適正になされているか。

第6 監査の方法

監査対象所管から関係資料, 証拠書類の提出を求めるとともに書面及び現地調査を行い, 必要に応じ関係職員の説明を聴取し監査を実施した。

第7 監査の結果

監査の着眼点に留意し, 国分寺市監査基準に準拠し調査を行ったところ, おおむね適正に執行されているものと認められたが, 一部改善を要する事項が見受けられたので, 以下個別に記述する。

1 備品管理について (部共通 (政策法務課及び財政課を除く。))

備品について, 現状が備品台帳と一致していない部分があった。国分寺市物品管理規則 (平成16年規則第36号) に基づき適正に管理をされたい。

2 委員委嘱手続について (情報管理課)

情報公開・個人情報保護審議会委員及び情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱手続において, 委員から提出された承諾書や団体からの推薦書を, 審議会については收受印の押印をせず文書收受を行っており, また, 審査会については收受印の押印をせず, かつ文書の收受自体を行っていなかった。

国分寺市文書管理規則 (平成12年規則第30号) 及び国分寺市文書管理規程 (平成元年訓令第3号) に基づき, 適正に文書の取扱いをされたい。

3 定期券の確認について (デジタル行政推進室)

年度途中に採用された月額会計年度任用職員について, 通勤届の届出に伴う定期券の確認が漏れていた。職員の通勤手当に関する規則 (昭和33年規則第1号) に基づき, 届出を受けた際は, 速やかに確認を行われたい。

4 主管課契約事務について (デジタル行政推進室)

主管課長が行う委託契約及び賃貸借契約の更新に伴う契約について, 手続や契約書の不備が散見された。前例を踏襲することなく, 運用についての最新情報を必ず確認した上で, 契約締結に係る起案や契約書の作成を行われたい。

5 施工計画の承諾について（公共施設マネジメント課）

新庁舎建設工事について、施工者は各作業工程に入る前に、あらかじめ書面による市の承諾を得る手続となっているが、工事の施工の一部が市の承諾を得る前に行われていた。

決められた手続にのっとり、今後は同様の事態が生じないように、適切な施工管理を行われたい。

第8 意見

市職員が担う関係団体（こくぶんじ観光まちづくり協会）の出納事務について、本監査の過程において改善を要する点が見受けられたため、以下のとおり意見として述べる。

市政戦略室が管理する手提金庫内に詳細不明の現金が保管されていた。

関係団体の現金等は市の公金には属さないが、市職員が執行している以上、盗難及び紛失等の事故並びに不正を予防する必要があると考える。

金庫内には当該関係団体の物品売払金だけでなく、短期間ながら市の物品売払金が保管されることもあるため、今後は誤解が生じぬよう適正な経理を行われたい。